

青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長専決処分規程

(平成十九年五月十四日青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程第二号)

改正 平成二五年二月二六日選挙管理委員会規程第一号

(趣旨)

第一条 青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程第一号)第十六条の規定に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事件のうち、委員長をして専決できる事項については別に定めのあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(委員長の専決処分事項)

第二条 委員会の権限に属する事件のうち、委員長が専決処分できるものは、次のとおりとする。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第五項(同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。)及び同法第二百九十一条の六第五項において準用する同法第七十四条第五項の規定により、選挙人名簿の登録が行われた日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を決定すること。

二 青森県後期高齢者医療広域連合規約(平成十九年一月二十六日青森県指令第五百五十九号)第十二条第二項の規定により、青森県後期高齢者医療広域連合長の選挙を行う場所を決定すること。

三 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第二百十三条の二、第二百十四条の二及び第二百五条の二において準用する同令第九十一条第二項の規定により、請求代表者の選挙権の確認及び代表者証明書を交付すること。

(必要な事項の特例)

第三条 委員長は、前条の規定により、専決することのできるものうちで、特に委員会に諮る必要があると認めるものは、これを委員会に提出することができる。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則 (平成二五年選挙管理委員会規程第一号)

この規程は、平成二十五年三月一日から施行する。